

青森県報

第三千三十五号

平成二十一年
一月十六日
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……一

公 告

地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……二

教 育 委 員 会

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報の一部改正……………(職員福利課) ……二

正 誤

平成二十年三月三十一日号外第三十四号公営企業中……………(病院局経営企画室) ……二

告 示

青森県告示第十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成二十一年一月七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十一年一月十六日

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

むつ市脇野沢新井田一六八番地の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二五三一・六三〇

の地点 Y座標 マイナス二二三四・七九五

の地点 X座標 プラス二二五二九一・八八五

の地点 Y座標 マイナス二二二・四九四

の地点 X座標 プラス二二五二六九・三〇八

の地点 Y座標 マイナス二二三三・四六四

の地点 X座標 プラス二二五二六八・六八八

の地点 Y座標 マイナス二二三一・七六四

の地点 X座標 プラス二二五一九四・四一七

の地点 Y座標 マイナス二一九七・四四〇

の地点 X座標 プラス二二五二〇五・六九八

の地点 Y座標 マイナス二二二六・一〇〇

の地点 X座標 プラス二二五二一〇・五三五

の地点 Y座標 マイナス二二二四・一九二

3 面積

四、一一〇・二六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

むつ市脇野沢新井田一六八番地の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による
国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第
十系を用いて得た次の各点のうち次の①の地点から④の地点までを順次に直線で
結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 X座標 プラス二二五三三九・八七三
Y座標 マイナス二二三六・五二〇

②の地点 X座標 プラス二二五二九三・四七一
Y座標 マイナス二〇八四・一一〇

③の地点 X座標 プラス二二五一五八・六二九
Y座標 マイナス二二〇三・三四八

④の地点 X座標 プラス二二五二〇五・〇〇〇
Y座標 マイナス二二五五・七八七

3 面積

一一、六〇一・五四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

地籍調査の成果の認証

弘前市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六
年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定に
より公告する。

平成二十一年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
弘前市	悪戸	芦野

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第一号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第二十
条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ち
に開示することができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月十六日

青森県教育委員会

表公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の項中「及び」を「並びに小論文及び面接
（模擬授業・個人面接）のそれぞれのランク並びに」に改める。

正 誤

病院局経営企画室

発行年月日 発行番号	区分	番号	ジペー 段	行	誤	正
平成二〇・三三 号外第三四号	病院事業 管理規程	第四号	一九 上	四	第二十条	第二十条様式
				三	第十九条	第十九号様式
				二	第十八条	第十八号様式

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県 青森市

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭